

2 監査公表第 8 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、愛知県知事から財政的援助団体等監査の結果（令和 2 年 2 月 12 日 2 監査公表第 3 号）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のように公表する。

令和 2 年 8 月 28 日

愛知県監査委員 篠 田 信 示
 同 川 上 明 彦
 同 山 内 和 雄
 同 伊 藤 辰 夫
 同 石 井 芳 樹

対象団体	注意改善を必要とする事項	措 置 の 内 容
愛知県公立大学法人	【指導事項】 土地の管理が適切でなかったもの	県は、再発防止策として、境界の確認を確実にを行うよう指導した。 なお、法人が県有地を自己所有地と誤認して中部電力株式会社に設置を認めた電柱については、法人、同社及び県（道路管理者）で調整し、同社が道路占用許可を得て設置を継続することとなった。
学校法人安城学園	【指導事項】 補助金に係る実績報告において、補助対象経費を過大に計上していたもの	県は、過大となっていた補助金額 1,000 円について、令和 2 年度に精算することとした。 また、再発防止策として、経常費補助金の実績報告において、補助対象経費の確認を複数の職員で行うことにより、チェック体制を強化するよう指導した。
学校法人東海学園	【指導事項】 補助金に係る実績報告において、補助対象経費を過大に計上していたもの	県は、過大となっていた補助金額 6,000 円について、令和 2 年度に精算することとした。 また、再発防止策として、経常費補助金の実績報告において、補助対象経費の確認を複数の職員で行うことにより、チェック体制を強化するよう指導した。
学校法人桜丘学園	【指摘事項】 補助金に係る実績報告において、補助対象経費を過大に計上していたもの	県は、過大となっていた補助金額 207,000 円について、令和 2 年度に精算することとした。 また、再発防止策として、経常費補助金の実績報告において、補助対象経費の確認を複数の職員で行うことにより、チェック体制を強化するよう指導した。
学校法人同朋学園	【指導事項】 補助金に係る実績報告において、補助対象経費を過大に計上していたもの	県は、過大となっていた補助金額 7,000 円について、令和 2 年度に精算することとした。 また、再発防止策として、経常費補助金の実績報告において、補助対象経費の確認を複数の職員で行うことにより、チェック体制を強化するよう指導した。